

平成22年3月31日

横浜市健康福祉局長 様

社会福祉法人 横浜社会福祉

理事長 小林 建次郎



横浜市天神ホーム 平成22年度管理運営事業計画書及び
収支予算書の提出について

特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム管理運営に関する協定書に基づき、横
浜市天神ホーム 平成22年度管理運営事業計画書及び予算書を提出します。

横浜市天神ホーム 平成22年度事業計画書

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 管理運営基本方針
- 4 職員の状況
 - (1) 責任体制
 - (2) 職員配置
 - (4) 職員会議等計画
 - (3) 職員研修計画
- 5 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方
- 6 短期入所における受け入れ体制
- 7 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供（短期入所含む）
 - (1) 処遇方針の作成計画
 - (2) 排泄介助の実施計画
 - (3) 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画
 - (4) リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画
 - (5) 給食実施計画
 - (6) 医療・健康管理の実施計画
 - (7) 入所者や家族等との連携
 - (8) 身体拘束廃止への取組み計画
- 8 事故防止対策
- 9 苦情受付体制
- 10 防犯、防災、緊急時の対応
- 11 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携
- 12 地域団体（町内会・地区社協等）との連携
- 13 個人情報保護の保護体制
- 14 情報公開の取組み
- 15 衛生管理への取組み

<添付資料>

- ・日課表
- ・週間予定表
- ・年間行事予定表（行事、クラブ活動、ボランティアの予定、レクリエーション、各種会議・委員会活動の予定）
- ・入退所検討委員会要綱

等

1. 所在地 横浜市南区浦舟町3丁目46番地

2. 利用定員 特別養護老人ホーム 72名
短期入所生活介護 8名

3. 管理運営基本方針
別紙1「基本理念」のとおり

4. 職員の状況

(1) 責任体制

別紙2 「横浜市天神ホーム」組織図のとおり

(2) 職員配置（特養+短期=80名の定員に対して）

施設構造が4ユニットとなっており各ユニットに1名ずつ夜勤者を配置するため毎日4名の夜勤者となっています。(国基準は夜勤者3名) 直接処遇職員については、概ね2:1の配置となるよう努めていきます。また、介護の質の向上のため正職員の配置を高めていきます。配置計画人数は以下の通りとします。

職 種	国配置基準	21年度計画	備 考
施設長(管理者)	1	1	
看(准看)護職	3	5.0	常勤換算
介護職	24	34.3	常勤換算
生活相談員	1	3	
機能訓練指導員	1	1(0.1)	看護職員が兼務
介護支援専門員	1	2	生活相談員、介護職員のそれぞれ内1名再掲
管理栄養士	1	1	
事務員	—	2	
その他	—	2	管理当直員・障害者雇用(常勤換算)

(3) 職員研修計画

別紙3「平成22年度 職員研修計画」のとおり

(4) 職員会議等計画

会 議 名 称	開催頻度
全体ミーティング (朝・夕の引継ぎ等)	2回/日
介護職員ミーティング	2回/日
職員会議(業務改善等)	1回/月
事故防止対策委員会	1回/月
食事向上委員会	1回/月
サービス担当者会議(ケース会議)	1回/月
介護職員会議(内容に応じて各職種参加)	3回/年
褥瘡予防委員会	1回/1ヶ月
感染症対策委員会	1回/3ヶ月

5. 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

横浜市が定める入退所指針に基づき「特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム 入退所要綱」を作成してあります。それによって、入退所検討委員会を設置し原則として月1回開催し透明で公平な入所順位の決定を行います。

また、入所にあたってのご相談や施設見学等も随時対応しています。

(以下、要綱の概略)

入所判定までの手順

- ① 入所受付センターから入所申込書等データが送付されます。…1回/月
- ② 施設にて必要事項入力→入所申込者一覧表の作成。
- ③ 一覧表上位者より、現在の状況やADL等を確認させていただきます。
- ④ 入退所検討委員会にて優先順位を検討します。…1回/月
- ⑤ 優先順位者と面接させて頂き最終入所決定を行います。

退所について

- ① 長期入院等の場合
利用者本人の病状等を医師の指示の下に、利用者本人及び家族と話し合い利用者にとって最も良い方法を選択します。
- ② 利用者及び家族から退所希望があった場合
入退所要綱に基づき利用者本人及び家族の意向を十分に尊重し必要な支援を行います。各関係機関と連携し利用者が安定した在宅生活を営めるような条件作りに努めます。

6. 短期入所における受け入れ体制

当施設は短期入所が8床と限られているため、少しでも多くの皆様が利用できるよう効率の良い運営に努めます。これまでと同様にキャンセル待ちの受付表を作成し、キャンセルが発生した場合、居宅介護支援事業者や家族へ連絡を取り迅速な対応を行います。

また、長期利用床において利用者が入院され空床となった場合も居宅介護支援事業者と連携し、短期入所利用希望者を積極的に受け入れます。このことにより、地域の社会資源としてより有効活用すると共に経営の安定にもつなげます。尚、長期利用者のベッド利用については重要事項説明書に記載し十分な説明を行い了承を得ておくと共に、短期入所床への利用の際は再度ご本人及びご家族の同意が得られた場合とします。

短期入所への申し込みは、公平性を保つために2ヶ月前の1日付けFAXにて受け付けます。

7. 特別養護老人ホームにおける利用者へのサービス提供（短期入所含む）

(1) 処遇方針の作成計画

施設サービス計画策定手順

- ① 利用者の日常生活を把握（その人が有する能力、環境等） …アセスメント
- ② 問題点を明らかにします
利用者が自立生活を行えるよう支援する上で解決すべき課題を把握します …アセスメント
- ③ 施設サービスの目標、達成時期、サービス内容、そのサービスの実施上留意すること等、サービス計画の原案を作成します …ケース会議
※ 利用者・家族の希望等を伺い計画に反映させます。
- ④ そのサービス計画の原案を利用者・家族に説明し同意を得ます。
- ⑤ 定期的に繰り返し評価、見直しを実施します。（計画の変更等） …モニタリング

施設サービス計画策定計画

- ① 新規入所者…入所開始前もしくは入所後速やかに施設サービス計画を作成します。
 - ② 既入所者 …定期的な見直しは、原則として介護保険認定有効期間ごとに行います。但し、有効期間が1年を超える利用者は1年に1回見直しを実施します。
- ※ 上記にかかわらず、利用者の状況に変化が生じた場合などはサービス計画の見直しは随時実施します。

(2) 排泄介助の実施計画

- ① 可能な限り「自立した排泄」を目指して排泄介助を行っていきます。

	介 助 内 容
自立の段階	・ 排泄見守り ・ 声かけ、同行
一部介助の段階	・ トイレ誘導 ・ ポータブルトイレ誘導 ・ 尿器、便器介助
全介助の段階	・ トイレで立ってのおむつ交換介助 ・ ポータブルトイレで座っておむつ交換 ・ ベッドで寝た姿勢でおむつ交換

- ② おむつ交換実施計画

	交換回数	交換時間	定期交換以外の対応
常時使用者	6回	5:00,10:00,14:00,16:00 19:00,22:00	尿量の多い方など 2:00 にも交換を実施。希望時などは随時行います。
夜間のみ使用者	3回	5:00,19:00,22:00	

(3) 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画

- ① 入浴の状況 (週2回以上の入浴)

		曜 日	時 間 帯
一般浴	男性	月・水・木・金・日	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
中間浴	男性	〃	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分
機械浴	男性	木曜日を除く毎日	15時30分～16時30分
	女性	〃	14時00分～15時30分
機械浴	男性	火・土	10時00分～11時00分
	女性	〃	11時00分～12時00分

- ※ 本人の事情により入浴日に入浴できない利用者への対応
 - ・ 全身清拭を実施します。
 - ・ 入浴が可能となった場合、次の定期的入浴日前もしくは定期的入浴日に入浴していただく。
- ※ 行事等により入浴日に入浴できない場合の対応
 - ・ 利用者に前もってお知らせし了解を頂いた上で、通常入浴の実施日でない木曜日に入浴を実施します。
- ※ 入浴時におけるプライバシーへの配慮
 - ・ 男性、女性別に入浴時間を設定しています。
 - ・ カーテンやドアを利用し脱衣室から浴室内が見えないようにします。同様に廊下から中の様子が見えないようにします。
 - ・ 集団での入浴を好まない利用者は個人対応で入浴していただきます。

② 被服の着替え等

	対 応 状 況
被服の着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴日（週2回） ・発汗、排泄失敗、食べこぼし、外出時等はその都度 ・起床後、就寝前（要介助者・毎日）
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の洗濯室にて対応。
寝具の交換	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ、枕カバー、防水シーツは週1回交換 ・タオルケット、2回/月 交換 ・布団カバー、ベッドパット、1回/月 交換 ・他、汚れてしまった時などはその都度交換。

(4) リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

① リハビリテーション実施計画

- ・リハビリテーション…嘱託医師等と検討の上、看護職員を中心に機能回復訓練を実施致します。
- ・ラジオ体操 …毎日、ラジオ体操の音楽を流し体操を行います。
- ・日常生活での機能維持活動
…おしぼりたたみ、エプロンたたみ、おむつたたみ等のお手伝い。ベッドサイドにて簡単な訓練、運動。

② クラブ活動計画

名 称	活 動 内 容	実施回数	指導者
歌声クラブ	ボランティアの生演奏に合わせて歌を歌い楽しめます	2回/月	ボランティア 介護職員
歌謡クラブ	カラオケにて童謡等を歌い楽しめます	1回/月	ボランティア 介護職員
レククラブ	ビデオ鑑賞、工芸、手芸、習字 折り紙等	3回/月	介護職員
華道クラブ	生け花を活け鑑賞します	1回/月	ボランティア
朗読クラブ	ボランティアによる朗読に耳を傾けます	2回/月	ボランティア

(5) 給食実施計画

- ① 利用者がより家庭に近い状態で生活できるように援助するという方針に基づき、生活の中で大きな比重を占める食事を「潤いのある施設作り」の一環として位置付けます。
- ② 食事を通してコミュニケーションの改善に努め、QOLの改善から利用者の社会性が高まるよう援助します。
- ③ 利用者の身体的特質・嗜好に配慮し、季節感のある素材の味を生かし、また、家庭的な雰囲気の中で楽しく喜んでいただける食事の提供を実施します。
- ④ 適時適温による食事の提供を行います。
- ⑤ 行事食・誕生会食の実施 …1回以上/月
- ⑥ 郷土料理の実施 …1回/2ヶ月
- ⑦ 選択メニューの実施 …1回以上/月
- ⑧ 嗜好調査の実施 …1回以上/年
- ⑨ 栄養ケアマネジメントを実施します。
- ⑩ ソフト食の充実をはかります。

⑪ 食事向上委員会の実施。 …1回/月

⑫ おやつレクリエーションの実施 …1回/月

⑬ お食事時間

朝食 概ね 7:30～8:30

昼食 概ね 12:00～13:00

夕食 概ね 18:00～19:00

⑭ お食事場所

各ユニットの食堂・ダイニングで召し上がっていただきます。また、ご利用者の希望に応じて居室などでも召し上がっていただきます。

(6) 医療・健康管理の実施計画

嘱託医師の指示のもとに利用者の健康管理は常に注意を払い、普段より疾病等の予防に努めていきます。

感染症については平常時の対応と発生時の対応を定めてあり、感染症対策委員会において感染のリスクとその対策に関する基本的な知識や、押さえるべきポイント等を検討し、予防及びまん延防止に努めていきます。

利用者の重度化が進んでいるため、医療対応が必要な方が多くなっており、協力医療機関と連携して適切に対応していきます。

- ・嘱託医師 診察 …8回/月 (火・木)
- ・利用者健康診断 …2回/年 (4月、10月)
- ・利用者胸部レントゲン撮影 …1回/年
- ・協力病院 社会保険横浜中央病院、本牧病院
- ・協力歯科医院 ナガタ歯科

(7) 入所者や家族等との連携

① 利用者からの相談等

- ・ユニットごとに介護職員を固定し利用者個々のニーズを把握しやすくし、利用者が気軽に職員とコミュニケーションを取れるような雰囲気作りをします。
- ・満足度調査…利用者満足度調査を実施。結果を検討し業務改善等行います。 …2回/年
- ・ケース会議に参加していただき、ご意見やご希望を出していただきます。
- ・御意見箱の設置

② 家族等との連携

- ・機関紙の発行…天神ホーム機関紙「おあしす」を年4回発行し情報公開を行います。
- ・ケース会議に可能な限り参加していただくようお願いしています。
- ・日帰り旅行や敬老祭など可能な限りご家族にも参加していただき連携を深めます。

(8) 身体拘束廃止への取組み計画

現在身体拘束等行動制限は行っておりません。

各種身体拘束廃止関連の施設内研修、講習会、研修会への出席を通して身体拘束の弊害等の理解を深めていきます。

8. 事故防止対策

- ・「事故発生防止のための指針」に基づき事故予防に努めます。
- ・事故対策委員会の開催 …1回/月

事故対策委員会にて事故内容の検討(発生時間・事故種類・発生場所・原因)を行い事故再発防止の対応を協議作成し、全職員へ周知しています。

- ・「介護事故防止・対応マニュアル」に沿って職場研修等で事故対策について周知徹底を図ります。
- ・リスクマネジメント関連の講習などに職員を派遣。派遣職員は研修報告を作成し、会議等で報告し事故防止に役たてます。
- ・ヒヤリハット報告書を作成。職員は報告書を閲覧し当事者でなくとも事故発生等の状況や対策を共有します。

9. 苦情受付体制

当法人によって「横浜市内所在施設の苦情解決に関する規程」が策定されています。この規程に従い、横浜市天神ホームは苦情受付体制を整備しています。苦情受付担当者（生活相談員）や苦情解決責任者（施設長）、第三者委員等の規定を定め、施設内の掲示や重要事項説明書に記載し説明を行うと共に、広報紙や家族会を通じて周知を図っていきます。

また、施設内に御意見箱を設置しています。また、利用者アンケートを実施し要望等の把握に努めていきます。

10. 防犯、防災、緊急時の対応

(1) 防犯について

設備上オートロック式にはなっていますが、昼間は面会簿及び事務所職員による来所者のチェックの徹底、夜間は管理宿直者の巡回・監視及び介護職員の巡回の徹底を図ります。

(2) 防災について

当施設は高層建建築物の4、5階部分であるため、建物全体の共同防火管理協議事項に基づき、「浦舟複合福祉施設」利用の各団体が全体を守ろうという意識で防災に取り組んでいきます。

「天神ホーム消防計画」に従い自衛消防隊を組織し日常の点検や防災訓練を実施し非常時に備えます。

(3) 緊急時の対応

緊急時連絡網を作成、理事長→管理職→主任等→各職員に指示、出勤命令が伝達され、近隣の職員による第一出動隊が対応、必要に応じて第二出動隊が出動する体制となっています。

11. 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携

利用者が在宅から当施設に入所しても、可能な限りこれまでの生活の継続性とケアの連続性が確保されることが重要であると考えます。

そのため、地域の生活者である利用者がこれまで関わってきた地域ケアプラザや居宅介護支援事業者等は在宅での生活と施設での生活との間に断絶が生じないように、その隙間を埋める仕組みとして大きな役割を果たすことが期待でき、今後も情報交換等、連携を深めていきます。

特別養護老人ホームは社会福祉法人の施設として、日頃から近隣の福祉・保健・医療機関等と連携を図ることはその社会的使命であると考えます。特に災害時には避難受入施設として利用者だけでなく地域の高齢者等の生命と生活を守る拠点として被災者の緊急受け入れのほか、備蓄食糧等緊急救援物資の提供についても、関係機関と密接に連携して取り組みます。

12. 地域団体（町内会・地区社協等）との連携

家庭や地域とのつながりを重視する観点から、当施設では利用者を町内会や地区社協等の地域団体の催し（文化・社会活動、レク、飲食や買い物）に積極的に参加・見学の機会を確保していきます。

また、施設の広報紙「おあしす」を発刊し、施設の情報を町内会や地区社協等に広報するほか、近隣保育園児や小学生等との交流やボランティア活動、見学者の受入れの場など地域福祉の拠点となるよう連携を深めます。

当施設は浦舟複合福祉施設の4、5階にあり、8階にある区社協とは各種ボランティアの紹介を依

頼ることや、区社協での催しに利用者が参加する等連携しながら施設運営を進めていきます。

ボランティアの方々も積極的に活動をしていただく。現在は理容のボランティアが月に1回理髪を行っています。この他、朗読・傾聴ボランティアが月2回、歌声・歌謡ボランティアは月1回、裁縫ボランティア2団体が月1回活動しており、今年度も引き続きボランティア活動を依頼していきます。

「保育園、学校等の交流」

- ① みなみマーノ保育園
保育園行事（運動会、作品展、クリスマス会）への利用者の見学
ホームの行事（クリスマス会等）への園児さんの参加
- ② 睦町保育園
園児さんとお花見を通しての交流会（4月）
- ③ 中学校・職業体験等

13. 個人情報の保護体制

個人情報保護法の制定により、個人情報管理に対する国民の意識の変化に伴いサービス利用者や社会が社会福祉法人に要求する管理レベルは飛躍的に高まっています。社会福祉施設が取り扱う個人情報の内容や性質からも他の事業分野以上の厳格な管理の実施が強く求められていることを各職員は念頭に置き、以下の取組を行っています。

- ① 「(福) 横浜社会福祉協会個人情報管理規程」に従い個人情報保護を実践していきます。
- ② 職員研修…1回/3ヶ月
内容： ・個人情報の取り扱い ・従事者の遵守事項
・従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する罰則並びに民事上の責任等

14. 情報公開の取組み

介護保険の実施に伴い、利用者が介護サービスを適切に選択できるよう十分な情報公開を行うことが重要となっています。

利用者は良いサービスを選択したい希望を持っているので、施設がきちんとした情報を公開することによって、利用者から選択され、そのことによって、さらに施設の介護サービスの質が向上することが期待できます。

そこで、当施設ではホームページにより施設案内、基本情報を公開、常時更新に努め最新の情報を提供していきます。また、広報紙「おあしす」を発刊、施設情報・利用者の近況等身近な情報を家族や地域・関係機関に随時提供します。

当法人は「社会福祉法人 横浜社会福祉協会情報公開規程」が策定されており、当施設もその規程に従い情報公開に努め、利用者等の理解と信頼の確立に努めていきます。

介護保険制度上の情報公表制度等に迅速に対応していきます。

15. 衛生管理への取組み

施設は利用者にとって生活の場です。

利用者の快適な生活確保のためには、利用者の高齢、虚弱という特質を十分考慮に入れ、施設の衛生管理及び感染症・中毒等の発生や予防に最大限努力していきます。

「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき感染症対策委員会を中心に、予防対策を実施していきます。

「予防実施計画」

- ・職員教育 …感染症等についての研修や学習会を実施し職員の意識の向上。
- ・インフルエンザ…予防接種実施（利用者・家族に同意を得られた場合）

- ・結核 …胸部レントゲン検査 1回/年
- ・皮膚疾患 …皮膚科医師の往診 1回/月
- ・健康診断 …2回/年

【管理運営基本方針】

社会福祉法人 横浜社会福祉協会 基本理念

- ◎ 質の高い福祉サービスを提供します。
- ◎ 利用者の人権を大切にします。
- ◎ 利用者のプライバシーを尊重します。
- ◎ 地域社会との交流を活発にします。

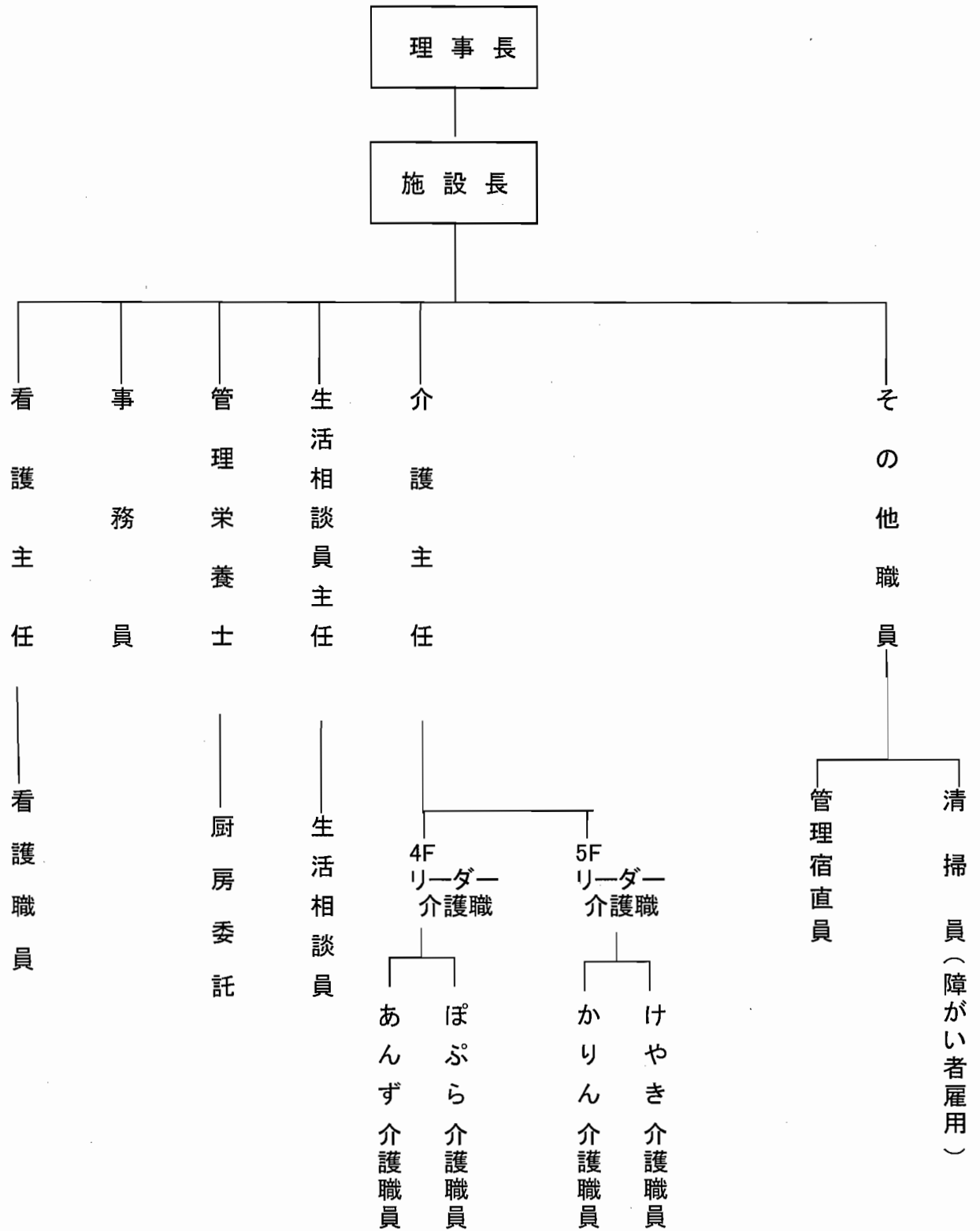
上記、法人経営理念のもと、私たち横浜市天神ホームは「お一人おひとりを大切に。在宅生活の延長を」をモットーに、『お一人おひとりの生き方を大切に』・『目的を持った生活を大切に』・『ご家族や他の人とのふれあいの機会を大切に』という3つの大切の実現を目指します。

当施設の居室は個室及び個室対応が出来る二人部屋となっており、従来型特養ですが4つの小単位に分かれています。この特性を最大限に活かし家庭的で利用者本位のサービス提供に努めます。さらに個人の尊厳を尊重し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう支援いたします。

また、短期入所生活介護においても、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、ご家族の介護負担の軽減や、利用者の在宅生活の継続への援助を行ってまいります

(別紙2)

横浜市天神ホーム組織図



平成22年度 職員研修計画

特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム

福祉サービスの基本は「人を相手とし、人の手によって行われる専門的なサービス」であり、利用者と施設職員という人対人の関係である。特に個別処遇に取り組む当施設では、利用者と職員とはより密接な人間関係となる。そのため、職員のコミュニケーション能力と気づきを得た後の問題解決能力の向上のため、研修はますます重要になり、研修カリキュラムの開発と継続的な教育・研修が欠かせない。

そこで、当施設の運営に当たっては、施設研修計画実施要綱に基づき毎年度、職員研修計画を定め体系的に研修すると共に、研修報告書により研修結果のフォローアップに努める。

平成22年度 職員研修計画

1. 階層別研修

	研 修 の ね ら い
新任職員 (1年未満の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ スムーズな職場適応を図る ○ 基礎的知識・態度や技術を習得する ○ 社会人・組織人としての自覚・知識を習得する。 ○ 専門性の基礎作りを行う。
3年未満員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業人としての自己の確立を図る。 ○ 実践的技術・知識の習得と応用 ○ 各職種の専門性の拡大を図る。 ○ 職業観の確立を図る。 ○ 福祉の基礎的資格を取得する。
3年以上者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門性の深化を図る。 ○ 福祉サービスの動向を見据えた最新の知識・技術を発展させる。 ○ 実践的な問題解決能力を取得する。
指導的職員 (役職者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な専門知識、技術を習得する。 ○ スーパーバイザーとしての役割を自覚する。 ○ サービスの企画力や評価力を高める。 ○ 職員指導に関する知識、技術を習得する。
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的活動の意義と内容の理解。 ○ 管理者としての役割を自覚する。 ○ 管理者としての問題解決能力、総合的判断力、戦略的形成力を高める。 ○ 地域福祉の推進役としての力量の向上。

2. 研修の態様

	研 修 内 容	
職 場 研 修	<u>施設内研修</u>	
	○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修	年2回以上
	○ 褥瘡対策研修	年2回以上
	○ ターミナルに関する研修（実施にあたっての精神的ケア研修含む）	年2回以上
	○ 介護事故の発生又はその再発防止に関する研修	年1回以上
	○ 介護事故の発生等緊急時の対応に関する研修	年1回以上
	○ 倫理及び法令遵守に関する研修（プライバシー保護等）	年1回以上
	○ 個人情報保護に関する研修	年2回以上
	○ 身体拘束廃止の研修	年2回以上
	○ 認知症及び認知症ケアに関する研修	年1回以上
	○ 専門家による研修（歯科医師・福祉関係者等）	年3回程度
	<u>法人内研修</u>	
	○ 介護主任会議（法人内入所施設、介護主任による勉強会、研修会）	年6回
	○ 栄養士会議（法人内入所施設、栄養士による 〃 ）	年3回
	○ 看護主任会議（ 〃 看護主任による 〃 ）	年3回
	○ 経理事務職員研修（法人内各施設事務員による情報交換、研修）	年4回
	○ 介護職員交換実習（法人内入所施設にて相互に職員派遣し研修）	年1回
	○ 新採用職員採用時研修（個人情報保護、介護事故予防他）	年1回
	○ 新採用職員フォローアップ研修（ 〃 ）	年1回
	研 修 内 容	
外 部 研 修	<u>県・横浜市・南区・市社協等</u>	
	○ 神奈川県 介護保険事業者講習会	年1回
	○ 横浜市 衛生管理講習会	年1回
	○ 南区 給食施設における栄養管理講習会	年2回
	○ 横浜市 感染症対策指導者要請講習会	年1回
	○ 南区 感染症対策研修会	年1回
	○ 南区 消防操法技術訓練会	年1回
	○ 市社協（高齢福祉部会→各研究会・特養分科会等）	各々年6回程度
	○ ウイリング横浜（介護知識、介護技術、OJT研修等）	随 時
	○ かなふくセミナー（ 〃 ）	随 時
	○ 南区（特定給食施設栄養管理研修会）	年2回
		等
<u>民間事業者等</u>		
○ 事業者未定（スキルアップセミナー、ターミナルケア、認知症等）	随 時	

1日の生活

6:00 起床



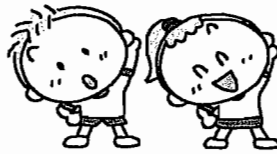
8:00 朝食

10:00 水分補給

一般浴・リフト浴 (月・火・水・金・土・日)



11:30 ラジオ体操



12:00 昼食

14:30 レクレーション・クラブ活動

機械浴 (月・火・水・金・土・日)



15:00 おやつ

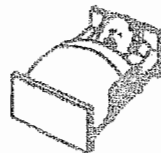


18:00 夕食

20:00 水分補給 眠前薬



21:00 就寝



平成22年度年間行事予定表

【各行事、クラブ活動、ボランティアの予定、レクリエーション、
各種会議・委員会活動の予定等】

特別養護老人ホーム横浜市天神ホーム

平成22年度

4月			5月			6月		
1	木	利用者外出	1	土		1	火	朗読クラブ
2	金	天理教磯子支部ボランティア	2	日	天理教磯子支部ボランティア お菓子販売	2	水	天理教磯子支部ボランティア お好み食(あんず)
3	土		3	月	華道クラブ	3	木	利用者外出
4	日	お菓子販売	4	火	朗読クラブ	4	金	
5	月	華道クラブ	5	水	端午の節句	5	土	
6	火	朗読クラブ・理容	6	木	利用者外出・お好み食(あんず)	6	日	お菓子販売
7	水	お好み食(あんず)	7	金		7	月	華道クラブ
8	木	歌謡クラブ	8	土		8	火	理容・食事向上委員会
9	金	本大岡ボランティア	9	日	お菓子販売	9	水	お好み食(ぼぶら)
10	土		10	月		10	木	歌謡クラブ
11	日	お菓子販売	11	火	食事向上委員会	11	金	本大岡ボランティア
12	月		12	水	お好み食(ぼぶら)	12	土	
13	火	食事向上委員会	13	木	歌謡クラブ	13	日	お菓子販売
14	水	お好み食(ぼぶら)	14	金	本大岡ボランティア	14	月	
15	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)	15	土		15	火	朗読クラブ・事故防止委員会
16	金		16	日	お菓子販売	16	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)
17	土	ビデオ鑑賞	17	月	おやつレク(4F)	17	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)
18	日	お菓子販売	18	火	朗読クラブ・事故防止委員会 理容	18	金	
19	月	おやつレク(4F)	19	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	19	土	ビデオ鑑賞
20	火	朗読クラブ・事故防止委員会	20	木	サービス担当者会議 春の日帰り旅行	20	日	お菓子販売
21	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	21	金	おやつレク(5F)	21	月	おやつレク(4F)
22	木	職員会議	22	土	ビデオ鑑賞	22	火	褥瘡対策委員会
23	金	入退所判定委員会・誕生会	23	日	お菓子販売	23	水	お好み食(けやき)
24	土		24	月		24	木	職員会議
25	日	お菓子販売	25	火	褥瘡対策委員会	25	金	入退所判定委員会・誕生会
26	月		26	水	お好み食(けやき) 春の日帰り旅行	26	土	
27	火	褥瘡対策委員会	27	木	職員会議	27	日	お菓子販売
28	水	お好み食(けやき)	28	金	入退所判定委員会・誕生会	28	月	
29	木		29	土		29	火	理容
30	金		30	日	お菓子販売	30	水	
			31	月				


平成22年度

7月		8月		9月				
1	木	開所記念祭	1	日		1	水	お好み食(あんず)
2	金	天理教磯子支部ボランティア	2	月	天理教磯子支部ボランティア 華道クラブ	2	木	利用者外出 天理教磯子支部ボランティア
3	土		3	火	朗読クラブ	3	金	
4	日	お菓子販売	4	水	お好み食(あんず)	4	土	
5	月	華道クラブ	5	木	納涼祭	5	日	お菓子販売
6	火	朗読クラブ	6	金		6	月	華道クラブ
7	水	お好み食(あんず)	7	土		7	火	朗読クラブ
8	木	歌謡クラブ	8	日	お菓子販売	8	水	お好み食(ぼぷら)
9	金	本大岡ボランティア	9	月		9	木	歌謡クラブ
10	土		10	火	理容・食事向上委員会	10	金	本大岡ボランティア
11	日	お菓子販売	11	水	お好み食(ぼぷら)	11	土	
12	月		12	木	歌謡クラブ	12	日	お菓子販売
13	火	食事向上委員会	13	金	本大岡ボランティア	13	月	
14	水	お好み食(ぼぷら)	14	土		14	火	食事向上委員会
15	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)	15	日	お菓子販売	15	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)
16	金		16	月	おやつレク(4F)	16	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)
17	土	ビデオ鑑賞	17	火	朗読クラブ・事故防止委員会	17	金	ケース会議
18	日	お菓子販売	18	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	18	土	敬老祭
19	月	おやつレク(4F)	19	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)	19	日	お菓子販売
20	火	朗読クラブ・事故防止委員会 理容	20	金		20	月	おやつレク(4F)
21	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	21	土	ビデオ鑑賞	21	火	朗読クラブ・事故防止委員会 理容
22	木	職員会議	22	日	複合施設夏祭り・お菓子販売	22	水	お好み食(けやき)
23	金	入退所判定委員会・誕生会	23	月		23	木	職員会議
24	土		24	火	褥瘡対策委員会	24	金	入退所判定委員会・誕生会
25	日	お菓子販売	25	水	お好み食(けやき)	25	土	
26	月		26	木	職員会議	26	日	お菓子販売
27	火	褥瘡対策委員会	27	金	入退所判定委員会・誕生会	27	月	
28	水	お好み食(けやき)	28	土		28	火	褥瘡対策委員会
29	木		29	日	お菓子販売	29	水	お好み食(けやき)
30	金		30	月		30	木	
31	土		31	火	理容			

平成22年度

10月			11月			12月		
1	金		1	月	華道クラブ	1	水	お好み食(あんず)
2	土	天理教磯子支部ボランティア	2	火	天理教磯子支部ボランティア 朗読クラブ・理容	2	木	天理教磯子支部ボランティア
3	日	お菓子販売	3	水	お好み食(あんず)	3	金	
4	月	華道クラブ	4	木	利用者外出	4	土	
5	火	朗読クラブ	5	金		5	日	お菓子販売
6	水	お好み食(あんず)	6	土		6	月	華道クラブ
7	木	サービス担当者会議	7	日	お菓子販売	7	火	朗読クラブ
8	金	本大岡ボランティア	8	月		8	水	お好み食(ぼぶら)
9	土		9	火	食事向上委員会	9	木	歌謡クラブ
10	日	お菓子販売	10	水	お好み食(ぼぶら)	10	金	本大岡ボランティア
11	月		11	木	歌謡クラブ	11	土	
12	火	食事向上委員会・理容	12	金	本大岡ボランティア	12	日	お菓子販売
13	水	お好み食(ぼぶら)	13	土		13	月	
14	木	歌謡クラブ・秋の日帰り旅行	14	日	お菓子販売	14	火	食事向上委員会・理容
15	金		15	月	おやつレク(4F)	15	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)
16	土	ビデオ鑑賞	16	火	事故対策委員会	16	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)
17	日	お菓子販売	17	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	17	金	
18	月	おやつレク(4F)	18	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)	18	土	ビデオ鑑賞
19	火	事故対策委員会	19	金		19	日	お菓子販売
20	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	20	土	ビデオ鑑賞	20	月	おやつレク(4F)
21	木	秋の日帰り旅行	21	日	お菓子販売	21	火	事故対策委員会
22	金		22	月		22	水	お好み食(けやき)
23	土		23	火	褥瘡対策委員会・理容	23	木	クリスマス会
24	日	お菓子販売	24	水	お好み食(けやき)	24	金	入退所判定委員会・誕生会
25	月	おやつレク(5F)	25	木	職員会議	25	土	
26	火	褥瘡対策委員会	26	金	入退所判定委員会・誕生会	26	日	お菓子販売
27	水	お好み食(けやき)	27	土		27	月	職員会議
28	木	職員会議	28	日	お菓子販売	28	火	
29	金	入退所判定委員会・誕生会	29	月		29	水	
30	土		30	火		30	木	
31	日	お菓子販売				31	金	大晦日

平成22年度

1月		2月		3月				
1	土	元旦 おせち料理 	1	火	朗読クラブ	1	火	朗読クラブ
2	日		2	水	天理教磯子支部ボランティア お好み食(あんず)	2	水	天理教磯子支部ボランティア お好み食(あんず)
3	月		3	木	節分祭	3	木	利用者外出
4	火	理容	4	金		4	金	
5	水	お好み食(あんず)	5	土		5	土	
6	木	初詣	6	日	お菓子販売	6	日	お菓子販売
7	金		7	月		7	月	
8	土		8	火	食事向上委員会	8	火	食事向上委員会・理容
9	日	天理教磯子支部ボランティア お菓子販売	9	水	お好み食(ぽぷら)	9	水	お好み食(ぽぷら)
10	月	華道クラブ	10	木	歌謡クラブ	10	木	歌謡クラブ
11	火	食事向上委員会	11	金	本大岡ボランティア	11	金	本大岡ボランティア
12	水	お好み食(ぽぷら)	12	土		12	土	
13	木	歌謡クラブ	13	日	お菓子販売	13	日	お菓子販売
14	金	本大岡ボランティア	14	月		14	月	
15	土	ビデオ鑑賞	15	火	事故防止委員会・理容	15	火	事故防止委員会・理容
16	日	お菓子販売	16	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	16	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)
17	月	おやつレク(4F)	17	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)	17	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)
18	火	事故防止委員会・朗読クラブ	18	金		18	金	
19	水	歌声クラブ・お好み食(かりん)	19	土	お菓子販売	19	土	お菓子販売
20	木	サービス担当者会議 おやつレク(5F)	20	日	ビデオ鑑賞	20	日	ビデオ鑑賞
21	金		21	月	おやつレク(4F)	21	月	おやつレク(4F)
22	土		22	火	褥瘡対策委員会	22	火	褥瘡対策委員会
23	日	お菓子販売	23	水	お好み食(けやき)	23	水	お好み食(けやき)
24	月		24	木	職員会議	24	木	職員会議
25	火	褥瘡対策委員会・理容	25	金	職員会議・おやつレク(5F)	25	金	職員会議・おやつレク(5F)
26	水	お好み食(けやき)	26	土	入退所判定委員会・誕生会	26	土	入退所判定委員会・誕生会
27	木	職員会議	27	日	お菓子販売	27	日	お菓子販売
28	金	入退所判定委員会・誕生会	28	月		28	月	
29	土					29	火	理容
30	日	お菓子販売				30	水	
31	月					31	木	

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム 入退所検討委員会要綱

1. 目 的

この要綱は、特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム（以下「施設」という。）において、入所の必要性の高い入所申込者を優先的に入所させるため、入退所決定の透明性、公平性を確保し、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とする。

2. 入退所決定の手続き

(1) 入退所に係る委員会（入退所検討委員会）

ア 施設は、入退所の決定のため、合議制の入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、

- ① 入所希望者の優先順位の決定
- ② 入所希望者にかかる入所の決定
- ③ 入所者にかかる退所の検討等を行う。

イ 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員で構成するものとする。

ウ 委員会は、施設長が招集し、原則として月1回第4金曜日に開催する。

エ 協議の内容を記載した議事録・入所順位掲載名簿を整備する。これらは2年間保存するとともに、県や市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

オ 災害や事件・事故等により、委員会が開催できない場合は、施設長の判断により、入所を決定できるものとする。

(2) 入所順位決定基準

ア 施設は、「特別養護老人ホーム入所申込書」に基づき、入所申込者の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる優先順位を決定する。

イ 入所申込者の状況を勘案するにあたり、次の基準項目については、別表により点数化をし、合計点の高い順に優先順位を決定するものとする。

- ① 要介護度
- ② 介護者の状況
- ③ 在宅サービスの利用状況
- ④ その他の特記事項

ウ イによる合計点数が同じ者については、次の判定基準により、優先順位を決定するものとする。

- ① 年齢
- ② 地域性

(3) 特別な事由による優先入所

(2) の入所順位決定基準に関らず、次の場合においては、委員会の判断において、優先入所を決定することができるものとする。

- ア 市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合、又は家庭における虐待や介護放棄、事故の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合
- イ 長期入院後に再入所する場合
- ウ 緊急性が認められる場合

(4) 施設の状況による入所者決定の調整

上記(1)から(3)により、入所順位を決定するが、施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、入所者の決定を調整するものとする。

- ア 性別
原則として、同一居室内に別性が同居しないこと
- イ 重度認知症等の状況
重度認知症専門床や個室等の施設整備等の状況に応ずる
- ウ 医療的処置が必要な場合は、看護職員の体制や設備状況に応ずる。
- エ 地域や市内、区内の居住者

3. 退所決定基準

(1) 施設において、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討したうえで退所を決定するものとする。

- ア 要介護認定において、「自立」、「要支援1・2」と認定された場合。ただし、平成18年4月1日以前に入所していた者が平成18年4月1日以降要支援1・2となった場合は、平成20年度末までの3年間は、引き続き入所できるものとする。
- イ 要介護状態の改善が認められ、かつ、次に掲げる要件のある場合
 - ① 家庭における介護力・介護環境の改善が認められ、入所者・家庭が退所を希望している場合
 - ② 要介護認定において介護認定審査会の意見が付された場合
- ウ 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護が困難と認められる場合
- エ 長期にわたる入院加療が必要と施設が判断した場合

4. 退所に関して留意すべき事項

(1) 本人や家族の意向

本人・家族の意向を十分確認するとともに尊重し、安易に施設側の理由により退所を促さないよう留意する。

(2) 心身の機能や健康状態の安定性

(3) 家庭における介護力の安定性・介護環境

- (4) 退所に向けた入所者・家族への支援
退所にあたり、事前に介護者への介護技術の指導や、入所者・家族への精神的ケア等を行うなど、必要な支援を行う。
- (5) 退所後の支援の内容・程度・方法
退所後の相談窓口（在宅介護支援センター等）への連絡や、退所者が認知症高齢者グループホーム等への入居を希望する場合には、施設の選択や経済的負担等について適切な助言を行う。

5. その他

- (1) 情報開示について
入所希望者やその家族から求めがある場合、当該対象者の入所判定等に係る情報を開示する。
- (2) 施設の職員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等の情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後も同様とする。
- (3) 説明責任
入所希望者等の入所の決定にかかる苦情等に対しては、受付窓口を明確にし、適切な対応を行えるよう体制を整備する。

受付担当者：生活相談員

解決責任者：施設長

- (4) 要綱の見直しについて
この要綱については、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の見直し等必要が生じた場合は、随時見直すこととする。
- (5) 要綱の施行
この要綱は平成18年10月 1日から施行する。
ただし、平成18年9月分の申込については従前の要綱を適用する。

1. 要介護度 (最高30点)

○要介護度

要介護度	5	30点
	4	25点
	3	20点
	2	10点
	1	5点

2. 介護者の状況 (最高40点)

身寄りがなく介護するものがいない。	40点
介護する者がいない。 (介護者が長期入院・入所、介護者が遠方に在住等により実質的に介護する者がいない場合も含む)	35点
介護する者はいるが、十分な介護力がない。 (介護者が要介護状態、病気療養中、障害を有している)	30点
介護する者はいるが、介護に当たる時間を十分に確保できない。 (介護者が要支援状態・高齢である、就労している、他にも介護している、育児をしている)	25点
介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	20点

3. 在宅サービスの利用状況 (最高10点)

○介護保険による在宅サービス（訪問介護、通所介護等）を利用して在宅生活が困難と認められる場合に、以下により点数を加算する。

ただし、複数のサービスを利用している場合は、合算ではなく一番点数の高いものを得点とする。〔例：訪問介護を週4回（10点）、訪問看護を週1回（5点）、短期入所生活介護を3ヶ月で8日（0点）利用している場合⇒10点〕

サービス種類	利用回数等（申込時）	点数
訪問介護	週4回以上	10
	週2～3回	5
訪問入浴介護	週1回以上	10
訪問看護、訪問リハビリテーション	週2回以上	10
	週1回	5
通所介護、通所リハビリテーション	週2回以上	10
	週1回	5
短期入所生活介護、短期入所療護介護	最近3ヶ月の利用日数合計が 20日以上	10
	10～19日	5
夜間対応型訪問介護	利用がある	10
認知症対応型通所介護	利用がある	10
小規模多機能型居宅介護	利用がある	10

4. その他の特記事項

○上記の項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、委員会の判断により、その状況に応じて、点数を加算することができる。

(最高20点)

在宅生活が困難と認められる認知症の症状による問題行動がある場合 自傷、不潔行為、常時徘徊等	3点
医学的処置が必要な場合 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法、気管切開、 インシュリン注射等	3点
住居環境が介護に適さない場合 狭小、環境劣悪、構造上介護に支障、立ち退き等	5点
介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退所(退院)後も 在宅生活が困難と認められる場合	5点
南区・中区・磯子区の居住者	5点
横浜市内の居住者(上記以外)	3点

平成22年度収支予算書

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム (単位:千円)

勘定科目		22年度予算額	21年度予算額	差引増減額
経常活動による収入	介護福祉施設介護料収入	[249,509]	[240,752]	[8,757]
	介護報酬収入	231,602	222,959	8,643
	利用者負担金	17,907	17,793	114
	居宅介護料収入	[27,344]	[35,780]	[△ 8,436]
	介護報酬収入	24,968	32,762	△ 7,794
	利用者負担金収入	2,376	3,018	△ 642
	居宅介護支援介護利用料	[0]	[0]	[0]
	利用者等利用料収入	[53,016]	[53,328]	[△ 312]
	介護福祉施設利用料収入	0	0	0
	食費収入	38,446	38,498	△ 52
	居住費収入	14,570	14,830	△ 260
	管理費収入	0	0	0
	その他の利用料収入	0	0	0
	その他の事業収入	[14,500]	[9,153]	[5,347]
	補助金収入	11,800	7,078	4,722
	市町村特別事業収入	0	0	0
	受託収入	2,700	2,075	625
	寄附金収入	[5]	[645]	[△ 640]
	借入金利息補助金収入	[0]	[0]	[0]
	受取利息配当金収入	[2,200]	[2,237]	[△ 37]
	事業外収入	[1,600]	[1,922]	[△ 322]
	受入研修費収入	100	266	△ 166
	職員等給食費収入	1,500	1,656	△ 156
	雑収入	[157]	[1,923]	[△ 1,766]
	雑収入	157	1,923	△ 1,766
	年金共済退職金収入	0	0	0
	経常活動収入計 ①	348,331	345,740	2,591

平成22年度収支予算書

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム (単位:千円)

勘定科目		22年度予算額	21年度予算額	差引増減額
経常活動による収支	人件費支出	〔 232,862 〕	〔 217,834 〕	〔 15,028 〕
	役員報酬	0	0	0
	職員俸給	111,799	107,068	4,731
	職員諸手当	61,600	54,495	7,105
	非常勤職金給与	32,136	31,760	376
	退職金	0	0	0
	退職共済掛金	850	850	0
	法定福利費	26,477	23,661	2,816
	経費支出	〔 93,314 〕	〔 90,376 〕	〔 2,938 〕
	(直接介護支出)	(59,662)	(58,118)	(1,544)
	給食材料費	25,262	22,755	2,507
	介護用品費	3,200	3,600	△ 400
	教養娯楽費	400	450	△ 50
	医薬品費	300	380	△ 80
	日用品費	1,100	1,118	△ 18
	被服費	1,600	1,635	△ 35
	消耗品費	600	1,005	△ 405
	備品費	200	700	△ 500
	保健衛生費	150	200	△ 50
	車輛費	50	240	△ 190
	車輛燃料費	300	273	27
	光熱水費	26,500	25,762	738
	燃料費	0	0	0
	本人支給金	0	0	0
	葬祭費	0	0	0
	(一般管理支出)	(33,652)	(32,258)	(1,394)
	福利厚生費	1,230	736	494
	旅費交通費	50	66	△ 16
	研修費	100	28	72
	通信運搬費	650	650	0
	事務消耗品費	500	400	100
	備品費	100	200	△ 100
印刷製本費	50	23	27	
広報費	20	24	△ 4	

平成22年度収支予算書

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム (単位:千円)

勘定科目		22年度予算額	21年度予算額	差引増減額
経 支 常 活 動 に よ る 収 支	会議費	0	4	△ 4
	修繕費	1,000	1,300	△ 300
	保守料	3,800	3,780	20
	賃借料	400	366	34
	保険料	772	720	52
	渉外費	0	0	0
	諸会費	190	190	0
	租税公課	70	180	△ 110
	委託料	19,500	18,000	1,500
	手数料	620	620	0
	雑費	1,500	2,026	△ 526
	年金共済負担金	3,100	2,945	155
	在宅支援・事業費	0	0	0
	地域交流・地域協力医師謝金	0	0	0
	地域交流・運営協議会経費	0	0	0
	地域交流・事業費	0	0	0
	利用者負担軽減額	[465]	[442]	[23]
	借入金利息支出	[0]	[0]	[0]
	事業外支出	[1,560]	[1,610]	[△ 50]
	職員等給食費	1,560	1,610	△ 50
経常活動支出計 ②		328,201	310,262	17,939
経常活動資金収支差額 ③ = ① - ②		20,130	35,478	△ 15,348
施設整備等による収支	設備資金借入金収入	[0]	[0]	[0]
	設備整備等補助金収入	[0]	[0]	[0]
	施設整備等寄付金収入	[0]	[0]	[0]
	固定資産売却収入	[0]	[0]	[0]
	器具及び備品売却収入	0	0	0
	車輛運搬具売却収入	0	0	0
	施設整備等収入計 ④	0	0	0

平成22年度収支予算書

特別養護老人ホーム 横浜市天神ホーム (単位:千円)

勘定科目		22年度予算額	21年度予算額	差引増減額	
施設整備等による収支	支	固定資産取得支出	〔 300 〕	〔 824 〕	〔 △ 524 〕
		土地取得支出	0	0	0
		建物取得支出	0	0	0
		車両運搬具取得支出	0	0	0
		器具及び備品取得支出	300	824	524
		その他の取得支出	0	0	0
		施設整備等支出計 ⑤	300	824	△ 524
	施設整備等資金支出差額 ⑥ = ④ - ⑤	△ 300	△ 824	524	
財務活動による収支	入	長期運営資金借入金収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		投資有価証券売却収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		設備資金借入金元金償還補助金収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		設備資金借入金元金償還寄付金収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		長期運営資金元金償還寄付金収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		積立預金取崩収入	〔 0 〕	〔 〕	〔 0 〕
		他会計区分繰入金収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		会計区分外繰入金収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		その他の収入	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		財務活動等収入計 ⑦	0	0	0
	支	設備資金借入金元金償還金支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		長期運営資金借入金元金償還金支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		投資有価証券取得支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		積立預金支出	〔 3,644 〕	〔 3,644 〕	〔 0 〕
		修繕積立預金積立支出	3,644	3,644	0
		他会計区分繰入金支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		会計区分外繰入金支出	〔 7,000 〕	〔 7,000 〕	〔 0 〕
		その他の支出	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕
		財務活動等支出計 ⑧	10,644	10,644	0
		財務活動等資金収支差額 ⑨ = ⑦ - ⑧	△ 10,644	△ 10,644	0
		予備費 ⑩	3,000	0	3,000
		当期資金収支差額合計 ⑪ = ③ + ⑥ + ⑨ - ⑩	6,186	24,010	△ 17,824